

大阪広域水道企業団経営・事業等評価実施要綱

(目的)

第1条 大阪広域水道企業団経営・事業等評価は、大阪広域水道企業団（以下「企業団」という。）が実施する水道事業及び工業用水道事業（以下「水道企業」という。）を対象に、経営の状況並びに建設事業の必要性及び効果等の評価を実施するとともに、水道企業について幅広く意見を求めることにより、水道企業の効率性と透明性の一層の向上を図り、もって企業団水道の更なる経営の安定化とサービスの向上を図ることを目的とする。

(評価の実施)

第2条 企業長は、以下の各号に掲げる評価を実施する。

- (1) 経営の評価
- (2) 建設事業の評価
- (3) その他企業長が必要と認めた活動の評価

(評価委員会)

第3条 企業長は、前条に規定する評価に当たって、学識経験者等の第三者から構成される委員会を設置し、意見を聴き、その意見を尊重するものとする。

(評価結果の公表)

第4条 評価の結果は、インターネット上で公表する。

(庶務)

第5条 評価の実施にかかる庶務は、経営管理部経営企画課において行う。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、評価の実施に必要な事項は、企業長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。